

生活にお困りのかたを支援します

生活に困っているかたの自立を支援する生活困窮者自立支援制度があります。

お金の事、仕事の事、ご家族の事、子どもの教育の事、さまざまな問題を抱えて生活に困窮しているかたはご相談ください。県から委託された専門の相談員が、今後どうすればいいかいっしょに考え、問題の解決をお手伝いします。他の制度が利用できる場合は紹介いたします。

お一人で悩まず、まずはご相談ください。

※相談の内容など秘密は厳守します。

※生活保護を受給中のかたは対象になりません。



問合せ アスポート相談支援センター 埼玉北部秩父出張所(長生荘内) ☎62-6565
健康福祉課 ☎62-1233

年金受給者死亡のときは届け出を

年金受給者が死亡したときは、戸籍の届け出とは別に14日以内に年金受給者死亡届を提出しなければなりません。

年金は亡くなった月の分まで受けることができます。そのため、まだ受け取っていない年金(未支給年金)があるときは、遺族のかたが受け取ることができます。

未支給年金を受けられるかたは、亡くなったかたと生計を同じくしていた配偶者・子・父母・孫・祖父母・兄弟姉妹のほか、3親等内(甥・姪・おじ・おば・子の配偶者など)です。

また、配偶者・子・父母・孫・祖父母については、遺族給付を請求できる場合もあります。

年金受給権者死亡届の提出が遅れると年金の払い過ぎにより、返納金が発生する場合がありますので注意してください。

問合せ 秩父年金事務所 ☎27-6560
町民生活課 保険年金担当 ☎62-1232

浄化槽の法定検査は義務です

浄化槽は、浄化槽法により義務づけられている保守点検・清掃・法定検査という維持管理が適正に行われることによって、私たちの生活から排出された汚水を浄化して、きれいな水を川に流すことのできる装置です。

- ・保守点検とは、年3回以上行う浄化槽の点検・調整・修理のことです。
- ・清掃とは、浄化槽内に生じた汚泥などの汲み取りや、調整、機器類の洗浄のことです。
- ・法定検査とは、これらが適切に行われているかを確認するための検査で、使用開始後3か月～

8か月の間に実施する7条検査と、その後毎年1回実施する11条検査とがあります。

検査手数料(10人槽以下)

7条検査	13,000円
11条検査	5,000円

申込み・問合せ

一般社団法人埼玉県浄化槽協会 法定検査部
☎048-533-4700